

乳幼児等・重度心身障がい者・ひとり親家庭等 医療費受給者証の更新について

受給者証の有効期限満了日が近づいてきました。今年度の更新対象者には8月上旬に申請書をお送りしますので、手続きをお願いします（各助成には親権者又は生計維持者の所得制限があります）。

乳 幼 児 等

小学生以下のお子さま ※小学生は入院・訪問看護のみ助成
（お子さまが小学生のみのご家庭には申請書をお送りしませんので、受給者証を希望される場合は役場町民課又は各支所・連絡事務所で申請してください。）

重度心身障がい者

①身体障害者手帳1～3級（3級は内部障害に限る）をお持ちの方
②療育手帳A判定をお持ちの方
③精神保健福祉手帳1・2級をお持ちの方 ※2級の方は入院のみ助成

ひとり親家庭等

①ひとり親家庭の18歳未満（※）のお子さまとその父又は母
②両親の死亡・行方不明等により他の家庭で扶養されている18歳未満（※）のお子さま
（※進学・未就労等により扶養されている場合は20歳未満となります。）

●助成後の医療費負担（保険診療分）

- 3歳未満又は住民税非課税世帯の方……初診時一部負担金（医科580円、歯科510円、柔整270円（乳幼児を除く））のみ
- 3歳以上の住民税課税世帯の方……総医療費の1割（月額限度額 入院44,400円、通院12,000円）
- 申請期限／8月29日(金)まで（期限内に申請された方には、9月中旬に新しい受給者証をお送りします。）
- 提出先／役場町民課、各支所・連絡事務所

問合せ／後期高齢者・医療給付担当（内線1242・1243）

特定疾患患者等に対する 通院交通費の助成について



町では、特定疾患患者及び重度心身障がい者等がその疾患の治療を受けるために道内の医療機関（町内を除く）へ通院する際の交通費を助成しています。平成26年度前期の申請を受け付けますので、希望される方は早めの手続きをお願いします。

■対象者

- ①特定疾患患者・小児慢性特定疾患患者（医療受給者証をお持ちの方）
- ②重度心身障がい者医療費受給認定者（後期高齢者医療制度加入者で課税世帯により受給者証の交付がない方を含む）
- ③上記の方の介護者1名（通院に自家用車を利用しない場合のみ）

■助成対象期間

申請月の1年前から（例）26年8月に申請…25年8月の通院分から助成可能

■助成額 通院距離に応じて算出します

■申請に必要な書類

- ①申請書 ②請求書 ③通院証明書
- ④受給者証のコピー（特定疾患患者・小児慢性特定疾患患者の方は必須。受給者証の種類によっては対象とならない場合あり。）
- ⑤介護者を必要とする医師の証明書（該当の場合のみ）

■申請期限 9月19日(金)まで

■申請書類配布・提出先 役場町民課、各支所・連絡事務所

問合せ／後期高齢者・医療給付担当（内線1242・1243）

後期高齢者医療の被保険者の皆さんへ 「減額認定証」のおしらせ



住民税非課税世帯の方は、お住まいの市区町村窓口に申請をすることにより「限度額適用・標準負担額減額認定証」（以下「減額認定証」という。）が交付されます。

「減額認定証」を病院の窓口で提示することで、一定額以上支払う必要がなくなります。

また、入院したときは、医療費の自己負担のほかに、食事代などのお支払いいただきますが、「減額認定証」を病院の窓口で提示することにより、食事代などが減額されます。

90日を超える入院について

次の条件をすべて満たす方は、お住まいの市区町村窓口に申請することにより、長期入院該当となり、食事代が1食につき160円になります。

- 住民税非課税世帯の方
- 北海道後期高齢者医療、または以前加入していた保険で減額認定証（70歳以上の方は区分Ⅱの減額認定証）が交付されていた方
- 過去12か月の入院日数が90日を超える方



以前加入していた保険から減額認定証を交付されていた期間の入院日数が90日を超えているので、後期高齢者医療加入と同時に申請をすることにより、引き続き減額認定証（長期）が交付されます。

問合せ／後期高齢者・医療給付担当（内線1241）

第17回 町民健康づくり パークゴルフ大会

参加者募集



町国民健康保険では、健康づくりのためパークゴルフ大会を開催します。
町民皆様の参加をお待ちしています。

- 期 日／8月17日(日)受付8:30～ 雨天決行
- 会 場／別海町営パークゴルフ場
- 参加資格／別海町民
- 参 加 料／1名1,000円（昼食等を含む）
- 申込締切／8月12日(火)
- 問合せ・申込／別海町パークゴルフ協会事務局
竹内幸範さん（TEL 75-0354）
木村功男さん（TEL 75-3125）

別海市街地町内会プランター設置



環境整備や緑化運動を推進する「花のあるまちづくり事業」の一環として、地元で花を植えるボランティア活動をしている皆さんから、ご意見・ご協力をいただき、6月13日から別海市街地10町内会の協力のもと、各主要道路などに花のプランターを設置しました。

住民の方からは「市街地にお花が増えて景観がよくなったね。」との喜びの声がさっそく聞こえています。

問合せ／町民生活担当
（内線1212・1213）



し尿と家庭廃水のくみ取りのお知らせ

9月のくみ取り地区は別海、本別海、走古丹、中春別、豊原、美原、尾岱沼、床丹となります。9月にくみ取りが必要な方は**8月20日**までにお申込みください。

※特に夏場は繁忙期となるため、緊急の申し込みは他の方に大変迷惑がかかります。一杯にならなくてもくみ取りは行えますので早めの申し込みをお願いします。 問合せ／町民生活担当（内線1212・1213）



別海町ごみの減量化大作戦! その7

ごみ出しルール

町で収集しているごみは何種類に分別されているか、皆さん知っていますか？

家庭から出されごみステーションで収集されるごみは12種類に分別されています。

出し方など詳細を知りたい方は、「べつかいのごみ出し事典」や「べつかいのごみ出しルール」を役場や各支所、連絡事務所でも配布しておりますのでお気軽にお声掛けください。また、電話での問合せも可能ですのでいつでもご連絡ください。

ごみの減量化は、私たちのほんの少しの努力の積み重ねで実行できます。今一度確認していただきごみの分別・減量化にご協力をお願いします。

ごみの種類	袋の色、出し方
燃えるごみ	赤色の専用ごみ袋
燃えないごみ	青色の専用ごみ袋
粗大ごみ	120円の専用の証紙を貼ってステーションへ
カン	緑色の専用ごみ袋
ビン	黄色の専用ごみ袋
ペットボトル	白い専用ごみ袋
プラスチック	オレンジ色の専用ごみ袋
危険ごみ	レジ袋などに「きけん」と書いてステーションへ
新聞	ヒモで縛るなど、まとめてステーションへ
ダンボール	ヒモで縛るなど、まとめてステーションへ
雑誌・雑がみ	ヒモで縛るなど、まとめてステーションへ
紙パック	ヒモで縛るなど、まとめてステーションへ

ご注意ください!!

皆さん！専用ごみ袋を収集場所へ出す際、縛ってから出していますか？ごみ袋の口が開いていると、カラスなどのイタズラやごみの散乱の原因となってしまいます。専用ごみ袋を収集場所へ出す際は、必ず、袋を縛ってから出すようにお願いします。

また、事業ごみが家庭ごみと一緒に出されているケースが見受けられます。事業ごみと家庭ごみでは処理等取扱いが違いますので、事業者等が責任を持って適正な処理をするよう併せてお願いします。

問合せ／町民生活担当（内線1211～1213）

いきいき元気あっぷ 健康体操教室日程

地域包括支援センターから

高齢となっても健康寿命を延ばし地域でいきいきとした生活が送れることを目標として月1回、運動指導や健康維持に関する教室を開いています。

9:45 ～ 11:30	中央公民館	東公民館	西春別 ふれあい センター
8月	7日(木)	5日(火)	19日(火)
9月	11日(木)	9日(火)	16日(火)

※会場の都合や天候により予定を変更することがあります。

参加
対象者

- ①65歳以上の方。体力、気力の低下が気になる方。
 - ②健康寿命を延ばす活動をしてみたい方(64歳以下でも可)。
 - ③介護認定を受けていない方。
- ※参加費無料
※新規で参加希望の方は地域包括支援センターまでお申込みください。
※健康チェックは行いませんので、体調に不安のある方は事前に主治医への確認をお願いいたします。

地域包括支援センターは高齢者の介護や生活の困りごとの総合相談窓口です

■問合せ先／TEL 79-5500（直通） 別海町役場1階福祉部内

「別海町戦没者追悼式」の 実施について



■日 時：平成26年8月15日(金) 午前10時30分から11時30分まで
■場 所：別海町中央公民館

※一般参列を希望される方は8月11日(月)までに下記担当までご連絡ください。

問合せ／社会・障がい福祉担当（内線1310）

さきの大戦における戦没者に対し、追悼の誠を捧げるとともに、平和への誓いを次の世代へと継承するため、別海町戦没者追悼式を執り行います。

障がいについて、ご相談ください

町では身体障がい者及び知的障がい者の地域福祉の増進を図ることを目的に、次の方々に相談員の委嘱をしています。

任期は平成26年4月1日から平成28年3月31日までの2年間です。

障がい福祉に関する制度やサービス、その他障がいに係る悩み事など、お気軽にご相談ください。

また、平成22年4月から施行されている「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」に基づく「地域相談員」も北海道から委嘱されています。

地域で暮らす障がいを持つ方々の、虐待、差別などの不利益な扱いや暮らしづらさに関する相談に応じ、関係機関と連携しながら支援します。

《身体障がい者相談員・地域相談員》

阿部 ヨシ子氏（別海町西春別駅前寿町105番地 電話0153-77-2217）

《知的障がい者相談員・地域相談員》

山田 志保子氏（別海町走古丹1番地の134 電話0153-75-8216）



ピアカウンセリング事業の実施について

福祉課では、障がいに関する相談事業を行っており、7月から障がいを持つ職員をピアカウンセラーとして配置しています。

「ピア」とは同僚や仲間を意味し、この事業は、障がい者の相談を障がいを持つ相談員が受けることで、より当事者の立場や視点で相談に応じられる体制の整備を目的としています。

これまで「役場の人には相談しづらかった」という方や「障がいを持つ人からの助言を受けたい」という方は、電話や窓口でお問合せください。

問合せ／社会・障がい福祉担当（内線1311）

「別海町新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しました

町では、新型インフルエンザやそれと同様に社会的影響が大きい新感染症が発生した場合に、感染拡大防止など必要な対策を実施できるよう、「別海町新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しました。

平成25年4月に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法を受け、(1)実施体制、(2)情報収集・サーベイランス（調査、監視する）、(3)情報提供・共有、(4)予防・まん延防止、(5)町民生活の安定の確保、(6)医療について、未発生期、海外発生期、国内発生早期（道内未発生期）、道内発生早期、道内感染期、小康期の6つの発生段階ごとに対策を規定しており、国、道、医療機関、ライフライン事業者等の関係機関と連携・協力し総合的に対策を推進します。

なお、詳細については、町ホームページで公開しておりますが、冊子をご希望の方は、保健センター及び各支所、各連絡事務所で配布しておりますのでお知らせします。

問合せ／健康管理担当（Tel 75-0359）